

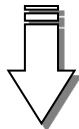
ご入居の対象となる方



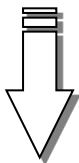
お問合せ・ご相談



申込書・資料のご請求



お申し込み
(必要書類の提出)



原則 要介護3以上の方を対象。ただし、要介護1・2の方であっても、居宅に置いて日常生活を営むことが困難等、やむを得ない事由があると認められた方については特例的に入所が認められます。

※ 特別な医療のある方は、ご入居できない場合がございますので、ご了承下さい。

まずは、お気軽にお電話にてお問合せ下さい！
生活相談員、ケアマネジャーがお話を伺います。

電話番号：047-401-9412

当施設からお客様宛に、下記の書類を送付させていただきます。
当施設に直接お越しいただいたお客様には、窓口において書類一式をお渡し致します。

- ① 「特別養護老人ホーム優先入所申込書」
- ② 「医療的処置が必要な方のお受入に関して」
- ③ 「身体状況・日常動作 チェック表」
- ④ 「行動・心理症状 チェック表」
- ⑤ 「ご家族様連絡先」
- ⑥ 「特別養護老人ホームタムスさくらの杜 船橋 優先入所に係る取扱規定」
- ⑦ 「特別養護老人ホームタムスさくらの杜 船橋 入所順位の評価基準」
- ⑧ 「特別養護老人ホーム優先入所申込取り下げ書」
- ⑨ 「春和会グループ 介護施設申し込み状況」
- ⑩ 「健康診断書」
- ⑪ 「料金表」
- ⑫ 「返信用封筒」

お客様から、下記の申込書類を送付していただきます。
※ 恐れ入りますが、郵便代金はお客様負担でお願い致します。

【ご提出いただく申込書類】

- ① 「特別養護老人ホーム優先入所申込書」 (上記 ①)
- ② 「身体状況・日常生活動作 チェック票」 (上記 ③)
- ③ 「行動・心理症状 チェック票」 (上記 ④)
- ④ ご家族様連絡先 (上記⑤)
- ⑤ 介護保険証 / 負担割合証のコピー
- ⑥ 介護保険負担限度額認定証のコピー (お持ちの方のみ)
- ⑦ サービス利用票 (お持ちの方のみ)

※ 現在、介護保険の居宅サービス (訪問介護、訪問看護、デイサービス、ショートステイ等) をお受けになっている方は、「サービス利用票」のコピー



入居一次判定
(入居順位の決定)

『船橋市指定介護老人福祉施設等入所指針』に準拠した入居基準に基づき当施設の入居検討委員会におきまして、ご入居の優先順位を決定させていただきます。



優先入居順位内に入った方

- ① 当施設より連絡の上、ご本人様及びご家族様と面接をさせていただきます。
(この面接の時までに、かかりつけの先生にご相談のうえ、当施設の主治医宛の「診療情報提供書」をご用意下さい。入居判定の参考にさせていただきます。)
- ② 面接後、入居判定会議を開催し、最終判定を致します。
(※ご本人様の心身状況等により、ご入居をお断りする場合もございます。予めご了承下さい。)
- ③ 最終判定で特に問題がなければ“入居決定”となります。
(当施設より入所決定のご連絡をさせていただきます)
原則として当施設にご来所していただき、ご契約、必要な手続き、ご入居日の決定、その他詳細事項を決めさせていただきます。



優先入居順位内に入らなかった方

- “待機者”として登録させていただきます。

お問合せ・ご相談

社会福祉法人 春和会
特別養護老人ホーム タムスさくらの杜 船橋
生活相談員、ケアマネジャー 宛
電話番号 047-401-9412
FAX番号 047-401-9413

申込書類の送付先

社会福祉法人 春和会
特別養護老人ホーム タムスさくらの杜 船橋
生活相談員、ケアマネジャー 宛
〒273-0048
千葉県船橋市丸山3-1-2 丸山武田店舗202号室